

都市低炭素化法認定申請手数料【第 21 号表】

【令和 8 年 3 月 31 日まで】

1. 当初計画の認定申請（法第 53 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 ㎡未満	5,000 円	34,000 円	
		ア（ア） b	200 ㎡以上	5,000 円	38,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 ㎡未満	5,000 円	18,000 円	
		ア（イ） b	200 ㎡以上	5,000 円	19,000 円	
	誘導仕様・計算併用法基準	ア（ウ） a	200 ㎡未満	5,000 円	26,000 円	
		ア（ウ） b	200 ㎡以上	5,000 円	28,000 円	
非住宅建築物・複合建築物 ・共同住宅等	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 ㎡未満	10,000 円	225,000 円
		入力法等基準	イ（ア） b	300 ㎡以上	16,000 円	277,000 円
		誘導モデル	イ（イ） a	300 ㎡未満	10,000 円	86,000 円
		建物法基準	イ（イ） b	300 ㎡以上	16,000 円	108,000 円
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 ㎡未満	10,000 円	67,000 円
		計算基準	イ（ウ） b	300 ㎡以上	20,000 円	114,000 円
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 ㎡未満	10,000 円	32,000 円
			イ（エ） b	300 ㎡以上	20,000 円	57,000 円
		誘導仕様・計算併用法基準	イ（オ） a	300 ㎡未満	10,000 円	50,000 円
		併用法基準	イ（オ） b	300 ㎡以上	20,000 円	85,000 円

2. 計画変更の認定申請（法 54 条第 2 項、法第 55 条第 2 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 ㎡未満	3,000 円	17,000 円	
		ア（ア） b	200 ㎡以上	3,000 円	19,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 ㎡未満	3,000 円	9,000 円	
		ア（イ） b	200 ㎡以上	3,000 円	10,000 円	
	誘導仕様・計算併用法基準	ア（ウ） a	200 ㎡未満	3,000 円	13,000 円	
		ア（ウ） b	200 ㎡以上	3,000 円	14,000 円	
非住宅建築物・複合建築物 ・共同住宅等	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 ㎡未満	10,000 円	225,000 円
		入力法等基準	イ（ア） b	300 ㎡以上	16,000 円	277,000 円
		誘導モデル	イ（イ） a	300 ㎡未満	10,000 円	86,000 円
		建物法基準	イ（イ） b	300 ㎡以上	16,000 円	108,000 円
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 ㎡未満	10,000 円	67,000 円
		計算基準	イ（ウ） b	300 ㎡以上	20,000 円	114,000 円
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 ㎡未満	10,000 円	32,000 円
			イ（エ） b	300 ㎡以上	20,000 円	57,000 円
		誘導仕様・計算併用法基準	イ（オ） a	300 ㎡未満	10,000 円	50,000 円
		併用法基準	イ（オ） b	300 ㎡以上	20,000 円	85,000 円

※ 変更認定申請における面積算定について
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分のうち
 床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

3. 建築基準関係規定適合判定（法 54 条第 2 項、法第 55 条第 2 項）

計画の認定を受けようとする建築物又は 計画変更の認定を受けようとする建築物 が建築基準関係規定適合審査	床面積の合計に応じて第 19 号表及び 江津市建築基準法の施行に関する規則第 6 条の規定により 算出した額
---	--